

四條畷市特別職報酬等審議会 審議概要

1. 日時 令和2年11月20日13時から14時10分
2. 場所 四條畷市役所 本館3階 委員会室
3. 出席者
出席委員：山本委員、金谷委員、榎原委員、平山委員、上村委員、林委員
委員全員出席
西口総務部長兼施設再編室長兼人事室長、溝口人事室課長、事務担当田中
4. 議題
市長、副市長及び教育長の給料の額について
5. 議事要旨
 - (1) 第1回審議会の振り返り
 - ・市長、副市長及び教育長の本来の給料額を審議する。
 - ・四條畷市の類似団体全国84市のうち地域性や都市の状況などから近畿圏の26都市を参考とし平均を求める。
 - ・給料に職員の給与水準等を反映させるためラスパイレース指数を考慮する。
 - ・施行期日については、新市長就任日の令和3年1月20日からとし、副市長及び教育長については、経過措置を設けそれぞれの任期満了後から適用する。
 - (2) 特別職報酬審議会答申案の審議
 - (3) 委員意見等
 - ・答申案の中、職責が高度化しているとの表記が審議結果の減額と一致しない。
 - ・職責については、一般職の職員も同様に高度化している。
 - ・類似団体26市での改定後の順位は示されているが、改定前の表記がない。
 - ・改定後の額の端数処理について、千円単位を四捨五入し、万円止めとする。
 - ・一部事務組合等の特別職報酬は市長給料以外に支給されるのか。
 - ・今回の報酬審議会ではなぜ市長、副市長、教育長だけなのか。
 - (4) 改定後の給料案
 - 市長：880,000円
 - 副市長：740,000円
 - 教育長：660,000円
 - (5) その他
 - ・答申案に本日の意見等を反映させ答申を完成させる。
 - ・文言等の修正は会長に一任する。
 - ・日程調整のうえ市長へ会長から答申を手交する。